

令和5年度スポーツ医・科学サポートスタッフ派遣事業要領

1. 目的

スポーツにおける選手サポートの確立を目指し、併せて競技力の向上に寄与するため、中国ブロック大会及び国民体育大会において各競技団体にスポーツ医・科学サポートスタッフを派遣し、選手に対し医・科学的なサポートを行う。

2. 帯同サポートスタッフ

各競技団体が選出するサポートスタッフ（スポーツドクター・スポーツトレーナー）

スポーツトレーナーバンク登録者リストより、帯同希望スタッフを選出し、競技団体が直接交渉する。新規にサポートスタッフを希望する場合は、各大会の2ヶ月前までには交渉を成立させる。また、トレーナーバンクに未登録のトレーナーの帯同を希望する場合は、帯同トレーナーがトレーナーバンクに登録する必要がある。

3. 補助対象経費 ※令和5年4月より補助対象経費の一部が変更になりました。

(1) 報償費 スポーツドクター13,570円/日、スポーツトレーナー9,420円/日

(2) 交通費 原則、JR及び自家用車、チームバス等での移動とする。
(タクシー不可)

JR：定額払い（領収書の写しを提出）

車賃：出発地～会場地の往復キロ数×30円及び高速通行料

(3) 宿泊費 上限を9,800円とするが、国体配宿本部の指定宿舎の場合は、その宿泊料金とする。

※原則として、開始式又は競技開始日の前日から競技終了日までの宿泊を対象とし、宿泊単価（助成額）については、報告関係書式により精算手続きを行い、宿泊延数、宿舎の配宿結果により確定する。

※公式練習・計量等が開始式又は競技開始日の前日以前に実施される場合は事前に相談すること。

4. 補助対象経費の支給方法

競技団体からの実績報告書・宿泊請求書等、帯同サポートスタッフからの口座振替申出書・活動報告書等の必要書類が提出され次第、当協会から支給する。

なお、サポートスタッフの宿泊は競技団体が手配し、立て替えること。

報償費・交通費・食費・・・サポートスタッフへ支給

宿泊費・・・競技団体へ支給

※領収書宛名は必ず「山口県スポーツ協会」とする

※食費（朝・夕）は宿舎での提供がない場合のみ支給

5. 提出書類及び提出期限

実施計画書・・・各大会指定期日まで

実績報告書・・・各大会競技終了後2週間以内

6. 注意事項

- (1) 上記補助対象期間を超える報償費、宿泊費等については、競技団体の負担とする。
- (2) テーピング、医薬品、氷、クーラー等の消耗品及び診察台等の運搬費も競技団体の負担とする。
- (3) 宿泊の手配、移動方法等については、競技団体と帯同サポートスタッフとで綿密な打合わせをすること。宿舎でのコンディショニングサポートができるように、選手と同じ宿を手配すること。
- (4) 交通費については帯同サポートスタッフが領収証の写しを活動報告書と併せて提出する。領収書の原本は各自で保管すること。
- (5) 宿泊費については競技団体が立て替え、領収証の写しと請求書を県スポ協へ提出すること。
- (6) 税務署の指導により、報償費を支払う場合の旅費・宿泊費は課税の対象とする。
- (7) 強化練習等については、補助対象にならない。強化練習等でのサポートを希望する場合の経費については、競技団体の負担とする。

7. お問い合わせ先

公益財団法人山口県スポーツ協会 やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター [担当：逢坂]

TEL：083-933-4697 / FAX：083-933-4699

MAIL：yamaguchi.ikagaku@yamaguchi-sports.or.jp